

委託業務特記仕様書（令和3年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満の土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2005100400079/>

（ウィークリースタンス）

- 第5条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した

内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(Web会議)

第6条 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

砂防堰堤除石計画策定業務特記仕様書

第1章 摘要

本特記仕様書は、徳島県が実施する「砂防堰堤除石計画の策定」に適用する。

本特記仕様書に定めのない事項については、準拠図書に基づき実施しなければならない。

第2章 業務概要

本業務は、徳島県県土整備部が整備した除石管理型砂防堰堤について、除石に必要な搬出計画（搬出方法、搬出路）及び除石高の概略検討を行うものである。

なお、除石計画の策定に際しては、「砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説」に基づくものとする。

第3章 業務の範囲

業務対象は、徳島庁舎管内の砂防堰堤（位置図参照）とする。

第4章 準拠指針等

本業務において準拠する図書等は以下のとおりとする。

- ① 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説 平成28年4月
国土交通省国土技術政策総合研究所
- ② 土石流・流木対策設計技術指針解説 平成28年4月
国土交通省国土技術政策総合研究所
- ③ 砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン（案） 平成31年3月
国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課
- ④ 砂防関係施設点検要領（案） 平成31年3月
国土交通省砂防部保全課
- ⑤ 国土交通省 河川砂防技術基準 調査編 平成26年4月
国土交通省水管理・国土保全局
- ⑥ 河川砂防技術基準（案） 同解説 計画編 平成16年3月
国土交通省河川局
- ⑦ 河川砂防技術基準（案） 同解説 設計編 平成9年5月
建設省河川局
- ⑧ 砂防技術指針（案） 平成29年4月
徳島県県土整備部砂防防災課
- ⑨ その他

第5章 貸与する図書

- ① 砂防設備点検業務成果品
- ② 砂防設備台帳
- ③ 既往砂防堰堤設計業務 報告書
- ④ 既往砂防関係施設長寿命化計画策定業務 報告書
- ⑤ 砂防基盤図
- ⑥ その他

受注者は、貸与資料を適切な管理のもと保管し、本業務の終了後または監督員からの返却の指示があった場合には速やかに資料を返却しなければならない。

第6章 業務内容

(1) 計画準備

業務着手に先立ち、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容の確認を行うものとする。また、業務内容を確認し、人員、工程等を検討し、業務計画書の作成を行うものとする。

(2) 現地踏査

除石計画を立案するにあたり、除石方法及び搬出路等の観点より、対象堰堤周辺の地形状況等を確認する。なお、必要に応じてUAVによる写真撮影（鳥瞰図）を行うものとする。

(3) 除石計画概略検討

1) 除石搬出計画の検討

現地状況等を踏まえ、対象施設における除石搬出計画（搬出路、ケーブルクレーン、モノレール等）の検討を行う。

2) 除石高の検討

土石流・流木処理計画に必要としている計画捕捉量・計画堆積量の確保を目的とした除石高の設定を行う。

なお、除石高の設定に際しては、監督職員と協議の上、決定を行う。

3) 除石計画図の作成

本業務で立案した除石搬出計画について、概略除石計画図の作成を行う。

なお、除石計画図の作成に当たっては、既存資料もしくは砂防基盤図を基に作成を行うものとし、新たな測量図面等の作成は求めない。

(4) 照査

照査技術者は、徳島県設計業務等共通仕様書第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、徳島県設計業務等共通仕様第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第7章 打合せ協議

打合せ（対面）の回数は、下記の3回を予定している。

- 1) 業務着手時 1回
- 2) 中間打合せ 1回（除石計画概略検討完了時）
- 3) 成果物納入時 1回

第8章 成果品

成果品は次のとおりとする。成果品の体裁、とりまとめ方法については監督員と打合せの上、作成するものとする。また、データファイルについてはCD-R又はDVD-Rにて提出するものとする。

<成果品>

報告書（A4版，ワープロ製本）	1部
電子データ	2部